

令和3年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

令和3年6月21日（月曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
日程第 7 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 8 議案第31号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第 9 議案第32号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
日程第10 議案第33号 令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
日程第11 議案第34号 羅臼町町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
日程第12 議案第35号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第13 議案第36号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第14 議案第37号 羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第15 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第16 議案第39号 工事請負契約の締結について
日程第17 議案第40号 工事請負契約の締結について
-

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高島 讓二 君		4番	井上 章二 君
	5番	坂本 志郎 君		6番	松原 臣 君
	7番	村山 修一 君		8番	鹿又 政義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	和田宏一君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	八幡雅人君	総務課長	本見泰敬君
税務財政課長	対馬憲仁君	税務担当課長	飯島東君
環境生活課長	湊慶介君	保健福祉課長	福田一輝君
保健・国保担当課長	洲崎久代君	産業創生課長	大沼良司君
まちづくり担当課長	石崎佳典君	建設水道課長	佐野健二君
学務課長	平田充君	社会教育課長	野田泰寿君
会計管理者	鹿又明仁君		

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松崎博幸君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

- 議長（佐藤 晶君） ただいまの出席議員は10人です。
定足数に達しておりますので、令和3年第2回羅臼町議会定例会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内のマスク着用並びに出入口3か所を開放いたします。ただし、発言時においては、一定の距離を確保した上でのマスクを外すことも可能であります。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5坂本志郎君及び6番松原臣君を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から6月23日までの3日間とし、議案審査のため6月22日は休会としたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から6月23日までの3日間とし、議案審査のため6月22日は休会とすることに決定いたしました。
-

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。
去る6月10日、書面にて第72回北海道町村議会議長会定期総会が開催されました。
次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果についての報告がありました。資料は

議長の手元で保管しております。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和3年度第2回定例会町議会の御案内をさせていただきましたところ、議員皆様の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、4件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、「新型コロナウイルス感染症について」であります。

全道的な感染拡大に伴い、5月16日から北海道が緊急事態宣言区域となりました。その後も感染拡大が止まらず、6月20日まで期間が延長されることになりました。この間、根室振興局管内においても感染経路不明者やクラスターの発生もあり、5月27日及び5月29日には、羅臼町内での感染者発生が北海道から公表されました。それを受け、町として防災無線や町ホームページ、情報メール等で町民の皆様へ感染者発生の報告と感染防止の徹底、誹謗中傷など行わないなどのお願いをしたところです。

感染者の発生は必ずあることと捉え、今後も北海道の公表に基づき、町として正しい情報を町民皆様にお伝えしてまいりますので、うわさに惑わされず、感染者をはじめ関係者へ温かい対応を切にお願いをいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、65歳以上の皆様への接種の案内を送付し、集団接種、または個別接種を進めているところであります。6月20日現在で、1,192名の方が1回目の接種を終え、そのうち669名の方が2回目の接種も終了されています。

ワクチン接種の進捗状況にあつては、知床らうす国保診療所及び中標津こどもクリニックの御協力により、当初の計画よりは少しではありますが、早いペースで進んでおります。6月10日発行の町政だよりでは、55歳から64歳までの方への接種希望調査の周知をしたところです。今後も順次、集団接種の御案内や個別接種予約の周知をしてまいりますので、対象となる方々の接種をお願いいたします。

また、5月22日から5月31日までの10日間、道の駅知床・らうす、テナント事業者及び観光船事業者に対し、お願いをしておりました休業要請についてであります。町内での感染者の発生や管内感染者数が増加傾向にあったことから、引き続き6月4日までの4日間、休業の延長を事業者をお願いいたしました。合計14日間の長期にわたる休業

要請となり、御協力いただいた事業所には、心より感謝を申し上げる次第であります。

6月からの本格的な観光シーズンを迎えるにあたり、緊急事態宣言の全期間における休業要請は町内経済に多大な影響を及ぼすため、4日間の延長において営業再開に向けた準備と感染者数の状況や感染対策の確認期間としたところであり、各事業者においては引き続き感染予防対策を徹底していただき、営業の再開がされているところであります。依然として、この感染症の収束は見えない状況ではありますが、町民の皆様には引き続き密を避け、マスク着用や小まめな手洗いなどの感染防止対策に努めていただくようお願いをいたします。

2件目は、「令和3年度羅臼町防災訓練の実施結果について」であります。

今年度の防災訓練は、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、昨年度に引き続き防災を意識する日として、津波被害のない地震・火災を想定し、実施させていただきました。町民の皆さんや各事業所などには、避難所への一斉避難訓練を行わないかわりに、家庭や職場において地震から身を守るためのシェイクアウト訓練のほか、本年1月に各世帯に配布させていただきました防災バックを活用した非常持ち出し品の確認など、いつ起こるか分からない災害に備え、ふだんからの意識づけを図ることを目的に参加をしていただきました。

訓練は、去る6月9日午前10時40分より、羅臼町全域を対象に地震の規模、マグニチュード6.3、羅臼町の震度は5弱の地震想定で実施しましたが、昨年と同様に避難所への参集を行わなかったため、全体的な参加人数の把握はできておりませんが、各学校や福祉施設、民間企業などからの報告があった参加人数は、総勢952名となりました。また、羅臼消防署・羅臼駐在所・羅臼海上保安署・陸上自衛隊・羅臼漁業協同組合の関係機関には、災害時における情報伝達訓練を中心に御協力をいただきました。

例年、平日の勤務時間帯の訓練ということもありますが、各家庭や事業所などにおきましては、この防災訓練を機会に改めていつ起こるか分からない自然災害から、まずは自分自身の命を守るという行動への意識を高めていただけたものと考えております。町といたしましても、町民一人一人が日頃から防災意識の高揚を図られるよう、引き続き啓蒙・啓発に努めてまいります。

改めまして、今年度の防災訓練に参加いただいた多くの町民の皆様にお礼申し上げ、報告とさせていただきます。

3件目は、「火災の発生について」であります。

令和3年中、1件目の火災が発生しておりますので、御報告いたします。

この火災は、令和3年6月10日木曜日、14時32分に覚知した共栄町上架場に陸揚げされた船舶のエンジンルーム洗浄作業中に爆発した火災であります。消火活動については燃焼がなく、消防車両の出動はありませんでしたが、消防法において燃焼はなく爆発のみであっても、条件がそろった時点で火災扱いとなるため、本件は、火災として取り扱うこととなりました。出火原因については、作業員からの聴取では、エンジンルーム内洗浄

のためパーツクリーナー Sprey を吹きかけ及び拭き取り作業中に、作業灯割れる音がした直後、爆発が起きたとのことであります。

聴取内容をもとに現場調査した結果、Sprey 缶及び破損した作業灯の確認は取れましたが、いずれの作業員も作業灯が落下した瞬間を見ておらず、落下して破損したのか、破損して落下したのかは断定することができず、最終的な原因判定は不明となりました。

なお、洗浄作業中については根室市の業者が行っており、この爆発により作業員 3 名が負傷しましたが、幸いいずれも軽症であり、船舶以外の被害はありませんでした。

4 件目は、「鮮魚取扱い高について」であります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和 3 年 6 月 18 日付のものであります。3 月の定例会でも報告をさせていただきましたが、主要魚種のホッケが好調でありまして、数量で約 10 倍、金額では単価が 100 円を切ってしまったとはいえ、昨年同期と比べ約 2 億円増となっております。ホッケにつきましては、昨年、秋漁から資源の回復が見られておりましたが、ここに来て一気に増えたことは浜のニュースにもなりました。一遍に水揚げされたことにより、保管冷凍倉庫の不足やコロナ禍などの影響で、居酒屋などの飲食店への供給ができないことから、単価が安く推移してしまっております。しかしながら出面や加工などの仕事が発生し、地域経済にとってよい影響をもたらしてくれております。今後、コロナが収束し、おいしい羅臼産のホッケが全国に向け出荷されることを願っております。

スケソウは、前年同期より 1.5 倍近い水揚げがあり、単価が少し安かったこともありますが、金額で 1 億 5,000 万円増となりました。カレイ類はオヒョウも含め、昨年並みであります。ウニ漁は先日で終了となりました。2 月に入ってから天候にも恵まれ、出漁回数も順調でしたが、しかし実入りがあまりよくなく、粒も小さいという報告もあり、心配をしておりました。数量は昨年並みで、単価が高くなったことで殻つきで出荷が増え、折が少し減産となっております。近年は単価が高くなると、折や塩水での出荷が減り、手間暇のかからない殻つきの出荷が増えていく傾向にあり、羅臼花折昆布同様に伝統的技術の継承が危惧されるところであります。

先日、10 日から始まった春の定置網漁ですが、昨年同期は 8,500 尾の水揚げでしたが、今年はこれまで約 1,000 尾ほどにとどまっております。今日まで 3 ヶ統の操業でしたが、ちょうど本日より 12 ヶ統の網が入りますので、今後の大漁を願っております。

全体としては最悪だった昨年より、数量・金額ともに微増傾向にあり、まだまだ厳しい状況が続いておりますが、今後、事故なく大漁であることを願い、行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番坂本志郎君。

坂本君。

○5番（坂本志郎君） 通告に基づき、新型コロナ感染対策に関して、3点お伺いします。

1点目、釧根地域の新型コロナ感染状況推移と今後の羅臼町の感染防止の考え方と対策について。

2点目、65歳以上の高齢者ワクチン接種の到達点と接種完了の見通しについて。

3点目として、64歳以下の町民への接種計画をお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から、新型コロナ感染症対策に関して3点の御質問をいただきました。

1点目は、釧根地域の新型コロナ感染状況の推移及び今後の羅臼町感染防止の考え方と対策についての御質問であります。

昨年2月22日に根室市及び2月23日に釧路市で、それぞれ感染者の公表があつてから、本年6月18日現在、釧路振興局管内では722名、根室振興局管内では134名の感染者の公表がありました。中標津保健所管内では目立った発生はなく経過しておりますが、感染力の高いとされる英国由来の変異株が道央圏で感染拡大し、4月下旬より管内でも感染者が増え始め、隣町の特別養護老人ホームでクラスターが発生しました。当町におきましても先ほど行政報告させていただきましたが、5月27日及び5月29日に町内での感染者の公表がありました。感染拡大にはならず、安堵しているところです。

今後の感染防止の考え方と対策についてですが、まずはコロナウイルスワクチン接種を重点に進めたいと考えております。65歳以上の高齢者のワクチン接種に加え、クラスターが発生する可能性が高い高齢者施設入所者及び高齢者施設従事者へのワクチン接種を4月末から始めました。また、そのほかの介護事業者への接種を開始し、小規模保育所、幼稚園、子育て支援センター職員など、乳幼児に関することが多い職種への接種を行うこととしました。引き続き今まで行ってきたマスクの着用や手洗い、密を避ける行動などは継続して行っていく必要がありますので、防災無線等での啓発を行ってまいります。

2点目の65歳以上のワクチン接種の到達点と接種完了のめどはとの御質問でございます。

ワクチン接種は、診療所での個別接種は5月10日から、集団接種は5月16日から実

施しており、2回接種を終えた方は6月20日現在、669名となっております。65歳以上の方については、連絡のつかない9名以外の意向確認を行いました。2回目の接種完了のめどは8月1日と考えております。

3点目の64歳以下の接種計画についてでございます。

当初の計画より集団接種において、1日あたりの接種人数を多く実施しており、診療所については7月5日から、集団接種については7月11日からの接種により、64歳以下の方々の接種を開始できることとなりました。本日より診療所の予約を開始しており、併せて集団接種の希望調査も6月10日発行の町政だよりで周知を行っているところです。

現在までに計画しているワクチン接種の日程でございますが、集団接種を依頼している中標津町のこどもクリニックとの日程調整やワクチンの供給量を勘案し、10月31日まで決定しておりまして、この日程までに診療所の個別接種と併せ30歳以上の方の接種完了を見込んでおります。その後、16歳以上29歳の方、約495名につきましては、高等学校での集団接種や診療所での個別接種及び必要に応じて11月以降に集団接種を調整してまいります。また、接種年齢につきましては、5月31日改定版において、令和3年度中に12歳になる児童以上とされたことから、各小・中学校での接種など、接種場所や接種方法について調整を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても希望者の方にはできるだけ早い接種を行えるよう、1日の接種回数を増やすなどの調整を図り、全体的に計画を押し上げるなど、今後も体制を整え、11月末までに終了させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 再質問いたします。3点について、今、町長のほうからお答えがありました。

この新型コロナウイルスワクチンは、国が定めた接種順位よりまずは医療従事者、次に65歳以上の高齢者、次に64歳以下の基礎疾患のある人などを優先接種対象にしています。報道によると、道内の大部分の市町村では、64歳以下の基礎疾患のある人への接種がこれから始まるとされており、中標津の西村町長は14日の町議会本会議で、64歳以下の接種について基礎疾患のある人等を優先し、7月5日から開始できるよう準備を進めているというふうに報告されています。

羅臼町は、年齢の高い順に接種予定を割り当て、現在は65歳以上への2回目接種を進める一方、55歳から64歳の町民に対し接種の希望を調査している。7月5日から個別接種、同11日から集団接種を行うと報道されています。今、町長のお答えにもありました。羅臼町は国が示している65歳以上の高齢者の次に、64歳以下の基礎疾患のある人を優先接種対象としていることについて、どのように対応するおつもりかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 羅臼町における64歳以下の接種につきましては、国で示しているとおおり、基礎疾患を有する方を優先して行うというふうに決めております。65歳以上の方につきましては、確認はしておりませんが、55歳から64歳の方の集団接種の希望調査の中には、基礎疾患を有するかどうかというところにも加えておりまして、それを参考に集団接種におきまして基礎疾患を有する者で、年齢順の方から集団接種を実施することとしております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 一応、国の基準がそうなっているので、今、調査をして基礎疾患のある人を優先的にということで、それでよろしいと思います。

国も64歳以下では基礎疾患のある人を優先接種対象としつつ、疾患のない人の接種を同時並行に進めることも可能であると、こういう見解を述べておりますので、ただアンケートというか、申込書の中で基礎疾患のある人を優先的にということで進めていただければというふうに思います。

次に、接種対象者の範囲についてですが、先ほどのお答えでは、12歳以上という町長のお答えありました。羅臼町の人口を3区分すると、現在、総人口約4,800ですか、65歳以上の高齢者は約1,500、15歳から64歳の生産年齢人口約2,800人、ゼロ歳から14歳の年少人口は約500人で、65歳以上が約30%、15歳から64歳が約58%、ゼロ歳から14歳が約11%、こういう割合になっております。

この接種対象者の範囲については、この間、12歳以上から18歳以上までばらばらだったのですね、各自治体によって。国の基準が今回12歳以上ということで、新聞報道もありましたけれども、12歳から64歳までの対象人数は何名になりますか。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 約2,368としておりますが、この数字は正確のものではございませんで、12歳になったときから接種ができるということになっておりますので、前後するかと思います。対象につきましては、今年度、12歳になる方からということになっております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） もう1点。その約2,400名くらいですか、その対象人数の2回分の接種4,800近くですけれども、このワクチンの確保はできているのですか。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 現在のところ、ワクチンの確保につきましては、診療所がワクチンを保管することとなっておりますので、診療所の在庫と確認をしながら必要な分だけ、また有効期間というのがございますので、それと併せまして国のほうに接種の要求をしているところで、現在のところは順調に当町の接種計画に基づいてワクチン

が供給されているところです。今後におきましても国のほうでは、人口分供給するとなっておりますので、その都度、当町のほうで必要な分を接種計画に合わせて配分を要求していくということにしております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） わかりました。小さいまちですけども、このまちにとってみると2,400人、4,800回のワクチンというのは大変な数字ではないかなと思って、何とか確保できそうだということで安心をしました。

次に、高齢者施設のPCR検査についてお伺いします。

国はこの間、障害者や高齢施設を含めた高齢者施設でのクラスターの発生を受けて、今年の4月から6月にかけて、検査費用は無料で集中検査をするよう求めていました。私も前回、高齢者施設・福祉施設について、町のほうから積極的に働きかけてやるようにしてはどうかという質問をした記憶がありますが、羅臼はどう対応したのかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 町といたしまして、まず高齢者施設及び高齢者施設従事者のワクチン接種を優先に考えていたところです。また、PCR検査の希望につきましては、各施設にPCR検査についての希望聴取を行いました。どの施設からも積極的な実施の回答がなかったところで、現在に至っております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） そういうこともあろうかと思って、高齢者施設・福祉施設に町のほうから働きかけてはどうかということを前回の議会だと思いますが、そこで申し上げた。新聞報道によると、全国の自治体の高齢者施設で、接種費用無料で申込みあったところは、どうぞということだったのですが、全体では5割くらいの自治体でこれを実施したということで、クラスター発生がなかったこともあるのですが、ちょっと残念だったなと。やはり町のほうから強く働きかけをすべきだったのではないかというふうに思います。

次に、自治体独自のワクチン接種、優先枠についてお伺いします。

5月末だと思いましたが、河野行政改革担当大臣は、新型コロナウイルスワクチンをめぐり、7月中の高齢者接種完了を条件に、自治体独自の優先接種の導入を容認する考えを示しています。羅臼町は、7月末に65歳以上は完了するという、先ほどお話ではなかったのですが、ほぼ大体見えているのかなと思うのですが、この後、羅臼町独自の優先接種枠を設けて、実施することを検討すべきだというふうに私は考えています。

先ほど、町長のお答えの中にありましたが、一部介護従事者だとか子育て支援センターだとか、その辺で接種を行う。それから、消防署のほうも終わったとかという話もちらっと聞いているのですが、これは基本的に優先枠を設けて実施をするということだろうと思います。私は優先枠の対象は、介護施設の職員、保育園・幼稚園の保育士、小中高の教職員、消防署員は終わったようですが、あと警察とか保安庁とか自衛隊、そして皆さん役場

職員を優先枠を設けて接種を先行すべきというふうに考えていますが、町のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほどの答弁でもお答えをさせていただきました。現在まで消防署、並びに先ほどお答えをいたしました高齢者の入所者及び従事者ですね、それから小規模保育所・幼稚園・子育て支援センターの職員、そういった人との接触が多い業種にしまして、優先的に接種をするということで現在まで進めてきております。その範囲をどうするかと、もっと広げるべきだという御意見ですが、これにつきましては適宜その時々状況に応じて対応してまいりたいというふうに思っております。

また、接種に関しましては、いつでも、どこでもできるというものではございませんので、例えば、接種に当たる関係者等々の人員ですとか、お医者さんですとか、そういった方々が、羅臼町においてはたくさんいるという状況にはございませんので、そのスケジュールも勘案しながら進めていかなければならないものだというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 実はその対象の関係なのですが、今、町長もお話ありましたけれども、私が先ほど申し上げた人たちは、町民の生活に直接関わる仕事に従事している人たちで、クラスターの発生の可能性が高いグループに属している人たちでもあります。この優先枠だとか優先接種については、町民の側から見たときに、公平ではないのではないかという意見もあろうかと思えますけれども、きちっと説明すれば町民にはちゃんと御理解をいただけるというふうに、私は確信をしております。

なぜこういう物の言い方をするかという、消防署やりました、ほかをやりましたと、これは優先枠をつくってやっているのですね。ところが、そのことは町民にはほとんど知らされていない、そうですね。それでこの辺、役場職員の皆さんも私は優先枠の中に入れてべきだというふうに思っていますが、きちっと説明をして優先枠を設けて実施をすべきだというふうに思います。

北海道の緊急事態が解除されました。羅臼町内の飲食店、酒類提供、閉店時間の短縮、本日より基本的に解除ということになりました。ですから、町の各施設も解除の流れですよ、観光客もこれから増加します。人の流れ、人流は、これからまさにピークを迎えるということで言うと、今言った優先枠まず最初にやって、そしてそれから64歳以下にどんどん進めていくということをぜひ実行をしていただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますが、ワクチン接種は、現段階では町民の約30%の方がもう少しで終わることなのですが、緊急事態宣言の解除をされたとはいえ、今言ったように羅臼町の場合は、これから観光客が増えるかということや、コロナ感染対策については、今、これから気を緩めることのないように、さらなる対策が求められていると思います。

中標津でも介護施設の従業員、6月中には300人に対して、7月に向けては新規入所者やショートステイ利用者50人に、抗原検査を行うということを決定しているというふうに聞いています。羅臼町も優先枠による接種や高齢者施設・福祉施設の抗原検査も含めて、この実施を行うということを強く求めて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） 次、1番加藤勉君に許します。

加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、3点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目については、新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、これにつきましては先ほど坂本議員への答弁がございましたので、その辺では後で再質問をちょっとさせていただきたいなというふうに思っております。

65歳以上に対するワクチン接種については、5月16日から開始をされております。以下、3点についてお伺いいたしたいと思います。

65歳以上の方への接種状況と終了予定について。

2点目として、希望者全員のワクチン接種が完了する予定について。

3点目が集団感染が生じれば、住民生活に重大な悪影響を与える職場、例えば消防職員、役場職員、教職員などについて、特別枠として接種する考え方はないのかお伺いいたします。

2点目ですが、幼小中高一貫教育についてでございます。

平成24年からスタートしました「幼小中高一貫教育」については、10年目を迎えております。今年の行政執行方針では、グローバルな人材の育成を目指して、小中高一貫して英語教育の充実を掲げておりますが、今年の羅臼高校への入学者が7名と減少している状況から、一貫教育に支障が生じないのかお伺いいたします。また、英語教育充実のため、特色ある取組があればお聞かせください。

3点目が人口減少対策についてであります。

このほど2020年の釧路・根室管内の国勢調査結果の速報値が発表されました。それによると、羅臼町は減少率が12.8%と、釧路・根室管内では1番の減少率となっております。その要因として、漁業の衰退を上げていますが、次の国勢調査まで人口減少対策として、どのような取組を考えているのかお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から、3件の御質問をいただきました。

1件目と3件目は私から、2件目は教育長から答弁をさせていただきます。

1件目は、新型コロナウイルスワクチン接種について、3件の御質問であります。

1点目の65歳以上の方への接種状況と終了予定についてと、2点目の希望者全員のワクチン接種が完了できる予定については、先ほど坂本議員からの御質問に対する答弁と重複する部分がございますので、あわせて答弁させていただきます。

ワクチン接種は、診療所での個別接種が5月10日から、集団接種は5月16日から開始しており、2回接種を終えた方は6月20日現在669名となっております。また、65歳以上の方の2回目の接種完了は、8月1日の見込みでございます。30歳以上の方の接種完了は、診療所の個別接種とあわせて10月31日までを見込んでおります。

その後、16歳以上29歳の方、約495名及び令和3年度中に12歳になる児童以上の方につきましては、各学校での集団接種や診療所での個別接種及び必要に応じて11月以降の集団接種を調整するなど、希望者の方々の接種を11月末までに終了させたいと考えております。

3点目の集団感染が生じれば、住民生活に重大な悪い影響を与える職場、例えば消防職員、役場職員、教職員などについて、特別枠として接種する考えはないのかとの御質問であります。

これまで国の指針として、重症化リスクの高い65歳以上の方から接種を開始するにあたり、感染者との接触リスクの高い消防職員を含めた医療従事者など、また、町の考えとして重症化リスクの高い介護施設の入所者及び人との接触距離が近い介護施設従事者、デイサービス等介護職員を優先して接種しております。

また、幼稚園教諭及び保育事業所職員については、現在、日程を調整中でございます。

特別枠として接種する考えはとの御質問ですが、職場単位で接種する場合においては、業務に支障ないよう日程をずらすなどの調整を図らなければなりません。

御承知のとおり、当町では、年代別に順次接種を進めているところでありまして、役場職員や教職員については、ほかの接種同様、年代別に順次接種していく考えでございます。年代別に接種を進めることで、各職場での接種日程の調整が最小限で済むものと考えております。

また、診療所と保健福祉課の間では、個別接種と集団接種の進め方について年代を合わせて進めることやワクチン数の確認、重複予約の解消など、調整を図りながら進めているところです。業務が煩雑になり、誤った接種を受けさせないために、細心の注意をしながら進めております。

先ほどお答えしましたとおり、希望する方には、できるだけ早い接種を行えるよう、全体的に計画を押し上げていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと考えております。

引き続き私のほうから、3件目の人口減少対策について答弁をさせていただきます。

これまでも議員各位より御質問をいただき、現状の認識や対策等について回答をしておりますので、重複する部分もあろうかと思っております。

先日報道されました2020年国勢調査の速報値による当町の人口は、2015年国勢調査から694人減少し、減少率は12.8%と、釧路・根室管内で最大の減少幅となりました。

当町の人口減少が加速している大きな要因の一つとして、漁業に依存してきた産業形態

にあります。基幹産業の低迷による経済の冷え込みが続くことにより、漁業に頼っている羅臼町での生活に先行きを見通せず、町外に活路を求める傾向にあることから、根室管内の他町と比べて、当町の人口減少率が高い状況であると推察されます。

また、転出による社会減少が顕著であり、転出者が転入者を上回る2020年転出超過数では、釧路・根室管内の市を除く11町村で最も多いという結果も出ています。転出先を見ますと、ほかの都府県よりも札幌市や釧路市、中標津町など、道内他市町への進学や就職と思われる転出者の移動が多く見られます。

高校卒業後の進路では、町内の就職が3割以下で、そのほかの方は町外に進学や就業をしている状況であり、大学などの卒業者にとっては、当町に就職先が少ないことも推察されます。

人口の流出は、将来のまちづくり人材の消失にもつながり、働く場の喪失は、人が住むことも、人が育むこともできなくなる大きな原因となりますので、次の国勢調査までの5年間、いかに人口の減少率を抑え、維持していくかが重要であります。

人口減少対策にしっかりと取り組んでいかなければなりません。本年度は、未来創造事業の展開により人材育成を推進するとともに、将来に向けた具体的な取組として、働くための施策に重点を置いた第2期羅臼町総合戦略を策定したところであります。総合戦略の期間は、次期国勢調査と同じ令和7年度としており、目標年度の人口を維持するためには、人口減少に特化した総合戦略の施策を着実に実行することが重要と考えております。

低迷する漁業に対しては、これまでも増養殖事業の取組を継続的に支援しておりますが、前浜の資源回復に向けた、つくり育てる管理型漁業を推進するため、羅臼漁業協同組合や関係機関と協議して進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、観光客の減少や外出自粛等に伴い、多大なる影響を受けた観光産業の早期回復は、魅力あふれる産業の振興に必要不可欠であります。

ふるさと納税や知床らうすブランドの普及と販路拡大による水産加工事業者などの活性化、新たな企業の誘致や魅力ある職場の創出による安定した雇用の確保、産業分野も含めた移住体験事業や地域おこし協力隊の活用なども検討してまいります。

さらには、医療・看護・介護職への就労支援の拡充、地域産業を担う人材の確保と移住・定住を促進するための奨学金返還支援の制度化や子育て支援の検討など、羅臼に住み続けたい、羅臼に住んでみたいと思う魅力ある環境づくり・まちづくりに取り組む必要があると考えております。

この後は、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 2件目の幼小中高一貫教育について、2点の御質問であります。

1点目の英語教育の充実について、羅臼高校入学者の減少によって一貫教育の取組に支

障が生じないのかと、2点目の英語教育充実のための特色ある取組があれば知らせてほしいにつきまして、関連がございますので併せて答弁させていただきます。

世界自然遺産知床の地である当町では、多くの外国人観光客等が訪れる傾向にあり、児童・生徒には国際的なコミュニケーション能力やチャレンジ精神、異文化に寛容性の持ったグローバル人材の育成につながってほしいとの思いから、幼稚園児より英語教育に力を入れております。

令和3年度の新たな取組としまして、英語と楽しく触れ合うことを目的に、今年、教育委員会に配属された地域おこし協力隊員が毎週木曜日の放課後、春松小学校において英語教室を開催し、小学1年生から5年生の児童25名が自発的に活動できるようALTや学校教諭も一緒にサポートしているところです。

また、執行方針でも述べましたとおり、英語教育の充実に向けて、授業で学んだことに対する目標を設定し、小学6年生では実用英語技能検定5級へ挑戦するとともに、中学校3年生卒業時には3級合格率50%、高校3年生卒業時には準2級から2級合格率30%を目指すこととしており、検定料につきましては、幼小中高一貫教育推進協議会から、全額負担することとしております。

英語教育の充実に関し、羅臼高校への進学者数の多寡によって、取組に支障が生じるとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

1点目の新型コロナウイルスのワクチン接種でございます。

これにつきましては、坂本議員のほうに答弁をされてございましたけれども、最終的にこのワクチン接種が終了するのは11月というふうに書いてございます。11月になると、ほとんど羅臼町はあと冬に向かっていくだけという形になってきます。その中で人が1番出入りが多いというのは、やっぱり8月、9月ぐらいだろうということなのですけれども、その中で1番危惧したいのは、やっぱりそういうような人の出入りの多いところで1度感染が始まると、職場が崩壊していきだろろうということをおそれているわけでございます。

その意味で、私は消防職員だとか、役場の職員だとか、教職員だとか、そのほかにあるというふうには思いますけれども、そういう方の接種を早く特別枠で実施して、感染が出たときには第一線で活躍していただくと、そういう職員が必要だろうというふうに思っております。そういうことで、その辺については町長にも決断をしていただいて、十分な感染対策をしていただきたいというふうに思っております。

これにつきましては、あえて答弁は必要ございません。

続きまして、幼小中高一貫教育でございます。

幼小中高一貫教育が出て10年という形で、それぞれ水産教育であったり、ふるさと学

習であったり、かなりのことで一貫して教育が進められてきたというのは事実だというふうに思っています。ただ、私、残念だったのは、羅臼高校へつながっていないのではないかと、中学校から高校へのつながりが、非常に何かしらつながっていないのだなというのを危惧するわけでございます。

それで、教育長に一つお聞きしたいのですが、羅臼高校は前のとき北海道が策定している公立高等学校配置計画では、地理的条件等で再編が困難で、地元からの進学率も高い高校については、地域連携特例校として存続を図るということで羅臼高校が認められたと、私はそういうふうに理解したのですが、どうなのでしょう。これ、地元の高校へ進学率が高いというふうに羅臼高校、いつまでも続くのかどうかということを危惧してございます。それでこのまま地元高校へ進学率が減少していくと、この地域連携特例校というもの自体も廃止されるのではないかとのおそれはないのかどうか、その辺1点、教育長にお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） ただいまの再質問でございますけれども、加藤議員おっしゃるとおり、適正配置計画のほうにつきましては、現在、羅臼高校は地域連携特例校という形で令和2年度からスタートしておりますけれども、5月1日現在の第1学年の生徒数が20人を2年連続で切った段階で、再編整備の対象になるというふうに聞いております。

再編整備の対象になったからといって、すぐに高校がなくなるということではなくて、町のほうで羅臼高校の存続について十分に支援をして、極力、地元からの子どもたちが入学していけるという状況の支援をすることによって、維持されるというふうに考えております。

ただし、これも5月1日現在の入学者・生徒数が10名を切った段階で、さらに改めて再編整備をするというような基準もありますので、私としては、ぜひとも地元の中学校から羅臼高校への入学者が、多く行けるような取組をしていかなければならないというふうに考えております。そのためには高校への支援策というものも、現在、内部のほうで様々な項目について協議をしているところでありまして、これらにつきましていち早く実現に向けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 教育長の答弁、そのとおりだというふうに思っています。

それで実は英語教育に力を入れながら、中高一貫して進めていく、グローバルな人材をつくっていくという基本に立ち返っていきますと、私はまだまだ伸びしろがあるのかなというふうな感じを持っております。

そこで先ほど、英検の場合の検定料については、協議会の中で持って英検も釧路まで行くか中標津なのかちょっと私は分かりませんが、多分、地元ではできないというふうに思っています。そうですよね、地元でできるのですか、（発言する者あり）そう

ですか、それでは検定料だけと。もしかそれができなければ、実は私の子どものときは釧路まで通ったものですから、旅費なんかも出していただけるのだというふうに思っていました。それでは検定料ということで、お願いをしたいなというふうに思っておりません。

それと1点は、やっぱり準2級にしたり、2級を取るというのは、非常に並大抵な努力では、多分、高校生自体も大変な努力をするのだらうというふうに思っています。そこでこれは町長のほうにも関連すると思うのですけれども、グローバルな人材の育成、1度外国を見させるということ。外国の人たちと触れるのは地元でもできるのですけれども、そのまちを知るということを高校生ぐらいになったらさせたらどうでしょうか。

実はこの近くでは浜中町、あそこは町立ですけれども、あそこは1週間ぐらい行きますよね。そういったことで1度、外国を見させて、英語教育というのはこういうことだよと、外国と触れるということはこういうことだよということを体感させるような海外研修の場というものを、提供する必要があるのではないかなというふうに思っています。これは最終的には町長の判断でしょうから、先ほど言いましたように、今後の羅臼高校への支援策について、これから決めるというお話がありましたので、どうか十分にその辺も含めて検討してほしいなというふうに思っています。

これは検討された後に、また、その辺については質問をさせていただきたいかなというふうに思っていますけれども、よろしいですか、町長。もしかそのことで考えていることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの高校の魅力化も含めた、これからの羅臼の子どもたちのグローバル化、海外に向けて羽ばたいていくだけの基礎の力をつけさせていただきたいというお願いを、それは執行方針の中でもさせていただいております。

それで、この後になると思いますけれども、一定の方向性を出させていただきたい、それは議会にも御相談をさせていただきたいというふうに思っております。当然ながら、予算の絡むこともございますので、子どもたちにこういった支援を今おっしゃっていただいた経験をするということも含めて、様々な項目の中でこういうことが考えられる、こういうことがしたいのだということにつきましては、しっかりまとめ上げた上で議員の皆様にも御報告をさせていただき、御理解をいただけるように今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今現在も、先ほど教育長のほうからもございましたけれども、ALT、実は2人予定をしておりましたけれども、このコロナ禍で現在1人しかございません。その代わり協力隊、非常に優秀な子が来ていただいて、今、その子が一生懸命、生徒であったり、または一部職員や町民の方々、観光業者の方々にも、非常にいい形の中で英語を教えていただいているという状況でございますので、こういった活動をどんどんどんどん広げていながら、羅臼町全体の中でグローバル化、その中で特に子どもたちのグローバル化というもの

を進めて、将来の選択肢を一つでも多く増やしてあげたいという思いでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 小さなまちの小さな高校だからできるということがございますし、それが逆に子どもたちの励みになって、羅臼高校へ通おうかという子どもたちも増えてくるのかなというような感じをしております。どうかその辺では羅臼高校に対する支援、道立ですけれども、町の高校という意識づけをもって取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、人口に問題に行きます。

私、27年の町議になってから、ずっとこの人口問題について質問させていただきました。町長は、その原因として地域産業の低迷ですとか、それに伴う税収の減収によって地域の経済が疲弊しているのだという答弁をしております。私は魚の城下町という言葉が悪いというふうには決して思わないのですが、ややもすると水産が悪いと、漁業が悪いというふうにはあまり感じてしまうようなことは、いかがなものかなというふうに、漁業が衰退しているの、まちが衰退していくよということではないというふうに考えてございます。

その中、第1期の羅臼町総合戦略を住民アンケートを含めて策定してきました。今年、また4月には第2期の総合戦略を策定しております。これが5年間で人口がどうのこうのという話の中で、いろいろとあるのですが、私、策定計画の中で町長にちょっとどういう考え方を持って書かれたのか、ちょっと質問したい項目なのです。

それは3ページの中に、まちづくりの基本方針、協働のまちづくり、創造から創造へ、自助・共助・公助、自助が最初に来ているのですね。まちづくりの基本というのは、僕は公助が先に来て、次に共助が来て自助が最後に行くのではないかなと、私の持論ですよ。あくまでも役場が旗振りをして、あとは旗振りにとってみんなで協力して協働のまちづくりを進めよう、そしてその中で出てくる部分、自分たちの力はどこでもって発揮したらいいのだろうということを自分たちで考えていくというふうにしなければ、これはやっぱり公助かなという気がするのですけれども、自助と先にキャッチフレーズの中に入れたその理由についてお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この計画の中で自助・共助・公助という書き方について、どちらが先だったかどうかという、これは決して意図あるものではなく、本当に一律に考えていただければいいのかなというふうに思いますけれども、しかしながら役場としてというか、公助として行っている、今までたくさんいろいろなことをやってきたと。その中で私の執行方針でも述べましたけれども、気づきというものそれぞれの個人に芽生えるような助けをするというのが、公助であろうと思っております。その中で自助、自分で気づいて、自分が何をやるのかということころは、その中から見つけていかなければいけない、そ

ういうふうに感じております。決してこれがどっちが優先で、どっちがどうなのだという
ことではなく、これは一律にしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに、私
は捉えております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） どっちが先だわは、鶏と卵みたいなもので出てくるのでしょうか
れども、ただ、町が率先して情報を発信していくということが、一番必要なのかなという
ような気をしてございます。

実は、現在、過疎化が進んでいるのですが、道内で唯一人口が減らないまち、これ皆さ
ん知っていると思いますけれども、東川町なのですね。3年ぐらい前に視察に行っ
てまいりました。そのときに本をいただいたのですよ。東川物語といいます。これは新評論社か
ら出ている本なのですから、その中で一番印象に残った文面をちょっと紹介したいな
というふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

「過疎化が進む自治体は、町が自信や独自性を持たないと個性を失う。何の魅力もない
まちに住む理由がなくなる。人は生活に便利な都市を選び、若者の流出によって町は過疎
化する」これが基本、東川町の基本。ふるさとが無名であったり、有名でもイメージが悪
ければ、自らの出身地を語らなくなる、若い方はね。流出ばかりで流入は見込めない。東
川町は写真のまちの宣言によって、ユニークなまちづくりによって町名が高まり、人が集
まってきた。宣言したからといって、特別な行政を行ったわけではない。自然や文化、そ
して人との人との出会いを大切にしましょうを日々の生活の中で、町民一人一人に意識し
てもらおうようにただけだというふうに考える、好機はそういうところなのです。教育環
境として、子どもは地域の宝であるという認識に立って、子育て及び教育は地域社会全体
が協力して行うこととして、教育の目標を日本一の子育て教育のまちづくりと重点施策を
掲げてきたと、こういうまちづくりを進めてきているというふうにしてている。

ここのまちにまねせとかということではないのですけれども、ただそういう精神を持っ
てまちづくりを進めていけば、過疎から脱皮されるであろうと、これは職員皆さん方の英
知にかかっているのだろうというふうに考えております。どうかひとつ5年後、何ぼか
でも減少、減ったよと。根室管内でも減少は、ちょっと抑えたのだよというところを進めて
いていただきたい。

これは答弁は要りません。こういうまちづくりを進めているまちがあるのだということ
を御紹介して、私の質問というふうにさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） これで一般質問を終わります。

ここで、午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 報告第 4 号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 6 報告第 4 号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の 1 ページをお開き願います。

報告第 4 号専決処分した事件の承認について、また報告第 5 号繰越明許費繰越計算書について、さらに議案第 31 号令和 3 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算についてから議案第 40 号工事請負契約の締結についてまで、副町長及び各担当課長から内容について説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の 1 ページをお願いいたします。

報告第 4 号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

2 ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和 3 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、令和 3 年 5 月 28 日であります。

3 ページをお願いいたします。

令和 3 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和 3 年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 208 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 9,904 万 7,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

4 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

14 款国庫支出金 208 万円を追加し、3 億 1,405 万円。

2 項国庫補助金 208 万円を追加し、1 億 3,216 万 3,000 円。新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

歳入合計 208 万円を追加し、49 億 9,904 万 7,000 円となるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳出です。

6 款 1 項商工費 208 万円を追加し、1 億 2,486 万 6,000 円。内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、人流を抑制するため観光船や道の駅事業所などへ 5 月 22 日から 31 日まで、町独自の休業要請をお願いしてきましたが、5 月下旬に町内で感染者が発生したことや管内の感染者数が収まらないことから、休業期間を 6 月 4 日まで延長させていただいたことによる休業要請協力金の追加措置であります。

歳出合計 208 万円を追加し、49 億 9,904 万 7,000 円となるものでございます。

なお、休業要請協力金等の詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきます。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 専決いたしました事業の内容について御説明をいたします。

このたび専決処分をいたしました羅臼町新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力金につきましては、本年 5 月 25 日に開催されました第 4 回臨時町議会において御説明いたしました、羅臼町新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力金交付要綱の一部を改正し、延長した休業要請に対する協力金の交付に関するものでございます。

既に羅臼町が行った休業要請につきましては、5 月 22 日から 31 日までの 10 日間でございます。これから御説明いたしますのは、6 月 1 日から 4 日までの休業要請延長分についての内容となります。

資料を御用意しておりますので、参考資料の 2 ページ及び 3 ページをお願いいたします。

羅臼町新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力金の概要でございます。

最初に目的でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の延長により、羅臼町内においても感染拡大抑止に向けた人と人との接触機会を低減するため、町内で人流が多い観光事業者に休業要請し、羅臼町の休業要請に対応する事業者へ協力金を給付するものでございます。

次に、休業要請等協力対象者及び協力金につきましては、①として観光船事業者 4 社に 1 日 6 万円。②の道の駅テナント事業者で、使用床面積 200 平米以上の 2 事業者に対し 1 日 5 万円。③の同じく道の駅テナント事業者で、200 平米以下の 2 事業者に対し 1 日 4 万円。④の熊クルーズ船事業者 5 社に対し、1 日 2 万円の協力金を支給するものでございます。

要請期間は、6月1日から6月4日までの4日間でございます。

延長理由としましては、6月からの本格的な観光シーズンを迎えるにあたり、緊急事態宣言の全期間における休業要請は、町内経済に多大な影響を及ぼすため、6月5日からは休業要請を解除し、感染対策を徹底した上で営業再開を認め、その間は営業再開に向けた準備と、感染者数の状況や感染対策の確認期間として、4日間の休業要請を行ったものでございます。

また、冒頭で触れました協力金交付要綱の一部改正につきましては、10日間の休業要請に4日間を加えた2週間に及ぶ長期の休業要請となることや、観光繁忙期を迎える時期的なことから、3ページの羅臼町新型コロナウイルス感染症対策休業要請等協力交付要綱の第3条、協力の交付額について(1)のとおり、1日当たりの上限額を3万円だったところ、6万円以内に改正いたしまして、事業者ごとに事業規模等を考慮し、協力金を設定しております。

最後に事業費でございますが、協力金として、事業者数にそれぞれ1日当たりの単価と延長期間である4日間を乗じまして、合計額208万円でございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件の承認について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 報告第5号繰越明許費繰越計算書について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の6ページをお願いいたします。

報告第5号繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰越したので報告するものであります。

7ページをお願いいたします。

令和2年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書。

令和3年3月の第1回定例町議会及び第2回臨時町議会で議決を得ております繰越明許費の繰越計算書を令和3年5月31日付で作成し、報告するものであります。

2款総務費1項総務管理費の一つ目は、事業名、公共施設等感染予防対策事業で、金額1,330万1,000円に対し翌年度繰越額は1,001万3,000円で、財源内訳として既収入特定財源1,001万2,040円、一般財源960円。

二つ目は、事業名、高度無線環境整備推進事業で、金額6,617万4,000円に対し翌年度繰越額は同額で、財源内訳として全額が既収入特定財源となります。

4款衛生費1項保健衛生費の事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、金額2,088万7,000円に対し翌年度繰越額は1,750万5,000円で、財源内訳として全額が未収入特定財源となります。

6款1項商工費の事業名、羅臼町プレミアム付商品券等発行事業で、金額3,700万円に対し翌年度繰越額は同額で、財源内訳として既収入特定財源3,100万円、未収入特定財源600万円となります。

8款教育費1項教育総務費の事業名、学校等感染予防対策事業で、金額1,521万8,000円に対し翌年度繰越額は506万1,000円で、財源内訳として既収入特定財源386万397円、未収入特定財源120万円、一般財源603円となります。

同じく8款教育費6項保健体育費の一つ目は、事業名、町民体育館備品等整備事業で、金額611万2,000円に対し翌年度繰越額は同額で、財源内訳として既収入特定財源244万7,599円、一般財源366万4,401円。二つ目は、事業名、町民体育館改修工事管理委託費で、金額488万4,000円に対し翌年度繰越額は同額で、財源内訳として未収入特定財源480万円、一般財源8万4,000円。三つ目は、事業名、町民体育館改修工事で、金額5億9,510万円に対し翌年度繰越額3億5,711万6,000円で、財源内訳として未収入特定財源3億5,510万円、一般財源201万6,000円となります。

最後に、合計金額7億5,867万6,000円に対し翌年度繰越額5億386万5,000円で、財源内訳として既収入特定財源1億1,349万4,036円、未収入特定財源3億8,460万5,000円、一般財源576万5,964円となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号繰越明許費繰越計算書について、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第5号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第31号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第31号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の8ページをお願いいたします。

議案第31号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,394万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,298万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金6,262万1,000円を追加し、3億7,667万1,000円。2項国庫補助金6,262万1,000円を追加し、1億9,478万4,000円。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が4,800万円、子育て世帯に対する臨時特別給付金365万円、また熊越の滝遊歩道整備やルサ地区の推進事業に対して、国立公園温泉地等での滞在ツアー型ワーケーション推進事業費補助金が採択されたことで、1,097万1,000円であります。

19款1項繰越金841万9,000円を追加し、842万円。財源調整として、前年度繰越金に求めるものでございます。

20款諸収入290万円を追加し、4,225万4,000円。3項雑入290万円を追加し、3,702万8,000円。これにつきましては、申請しておりましたコミュニティー助成事業助成金が採択されたものでございます。

歳入合計7,394万円を追加し、50億7,298万7,000円となるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費426万円を追加し、15億5,317万4,000円。1項総務管理費426万円を追加し、11億7,121万2,000円。

内容につきましては、コミュニティー助成事業助成金を活用して行う事業で、290万円ですが、地域防災組織育成事業に対して100万円と、一般コミュニティー助成事業が190万円となっております。また、自治体情報システム強靱化に伴う負担金125万4,000円と、コロナ禍によってウェブ会議の開催が増えたことで、ウェブ会議用のID取得で10万6,000円となっております。

3款民生費365万円を追加し、5億729万2,000円。2項児童福祉費365万円を追加し、1億500万7,000円。コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対しての臨時特別給付金でありまして、児童1人当たり一律5万円の給付となります。

4款衛生費3,008万円を追加し、7億1,471万8,000円。1項保健衛生費3,008万円を追加し、2億9,479万5,000円。

この内容につきましては、医療技術者就学資金に、医師と理学療法士それぞれ1名の新規の申込みがあったことで390万円。また、ロタウイルスワクチンに関わるマイナンバー情報連携システムの改修に伴う負担金が44万円、さらに墓地の区画変更の届出がありまして26万円となっております。

さらに、特別会計への繰出金2,548万円になりますけれども、これにつきましては、新型コロナウイルスの影響による支援事業として、昨年度から引き続き町内全世帯と事業用水道料を減免したことにより、水道事業会計繰出金2,400万円と診療所の人工透析装置の部品の交換が必要となったことで、148万円が国民健康保険診療所事業特別会計繰出金となっております。

6款1項商工費3,595万円を追加し、1億6,081万6,000円。住宅リフォーム補助金申請額が、当初見込みを上回ったことで67万5,000円の増額と、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策事業として、昨年度も実施しました知床らうす海鮮福箱が400万円。さらに、観光事業者などに対して、早期喚起と地域経済の活性化を図るための知床らうす地域クーポン券発行事業が2,000万円となっております。

また、国立公園・温泉地等での最大型ツアー・ワーケーション推進事業費補助金が採択されたことで、2件の事業を実施予定しております。1点目が、熊越の滝遊歩道環境整備及びパンフレット作成で327万8,000円。2点目が、ルサフィールドハウスから発信する知床と陸と海のつながりを持たせた体験プログラムを、この事業を実施することで知床半島地区の利用の心得についての意義や理解を深める事業として、799万7,000

0円となっております。

歳出合計7,394万円を追加し、50億7,298万7,000円となるものでございます。

なお、事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第9 議案第32号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第32号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の11ページをお願いいたします。

議案第32号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,479万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

12ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正予算。

歳入でございます。

1款繰入金1項他会計繰入金148万円を追加し、2億9万3,000円。

内容といたしましては、人工透析装置の部品交換に係る財源を、一般会計繰入金に求めるものでございます。

歳入合計148万円を追加し、2億1,479万4,000円。

13ページ、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 4 8 万円を追加し、1 億 6, 5 1 7 万 5, 0 0 0 円。

内容といたしましては、人工透析装置の点検の結果、一部部品の交換が必要となったもので、平成 2 4 年購入 3 台分の部品交換が 1 1 8 万 5, 2 6 0 円及び透析液をつくるための装置の部品交換 5 2 万 5, 2 5 0 円。平成 3 0 年度購入 1 台分の部品交換が 8 万 9, 4 9 0 円の合計 1 9 8 万円から、現行予算額を差し引いた 1 4 8 万円を追加するものでございます。

歳出合計 1 4 8 万円を追加し、2 億 1, 4 7 9 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

なお、6 月 1 4 日、書面会議にて開催の国保運営協議会にて報告し、承認を得ておりますことを申し添えます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 1 0 議案第 3 3 号 令和 3 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 0 議案第 3 3 号令和 3 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の 1 4 ページをお開き願います。

議案第 3 3 号令和 3 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえまして、昨年度水道計量給水料の一部減免措置を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症がまだまだ収束を迎えていない現下の状況より、生活や経済に多大なダメージを与え続けていることから、昨年度に引き続き令和 3 年度中に請求する水道計量給水料につきましても一部減免措置を行うこととし、また一部減免措置による減収分を一般会計より補助金として繰入れることによる財源内訳の移動によるものでございます。

第 1 条は、総則でございます。

令和 3 年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的収入の補正でございます。

令和 3 年度水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益に増減はなく、1億8,853万9,000円。第1項営業収益から2,400万円減額し、1億4,762万3,000円。第2項営業外収益に2,400万円増額し、4,091万6,000円とするものであります。第1項営業収益につきましては、水道計量給水料の一部減免措置に伴う2,400万円の減額であります。第2項営業外収益につきましては、水道計量給水料の減免措置に伴う減収補填分としての一般会計からの補助金として2,400万円の増額であります。

なお、別冊資料27ページから28ページに補正予算実施計画、参考資料4ページに水道計量給水料の一部減免措置の概要を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第34号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第34号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の15ページをお願いいたします。

議案第34号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

16ページをお願いいたします。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

による番号利用法の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更することによる所管担当大臣の変更と番号利用法第19条第4号の追加に伴い、引用する本条例の条項ずれを整理するため、一部改正を行うものであります。

改正条文であります。

第26条の2第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附則として、この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上でございますが、参考資料12ページ、資料5に本条例改正の概要、続きます13ページ、資料6に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第12 議案第35号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第35号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（湊 慶介君） 議案の17ページをお願いします。

議案第35号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

18ページをお願いします。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

内容につきまして、別表の改正になりますので、別冊の参考資料で説明させていただきますので、資料7、14ページをお開き願います。

一つ目として、改正理由であります。

本条例について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の公布に伴い、条例の改正を行うものであります。

改正の趣旨として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律の一部改正による個人番号カードの再交付手数料を削除するものであります。

2、改正内容であります。

右側の改正前を御覧願います。

別表中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、個人番号カードの再交付、1枚800円を削除するものであります。

附則として、この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第13 議案第36号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第36号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の19ページをお願いいたします。

議案第36号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

20ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別冊参考資料で御説明いたしますので、参考資料の16ページ、資料9を御参照ください。

改正の理由及び改正内容であります。

このたびの改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による第1号保険者の介護保険料減免措置において、令和3年度においても減免措置を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正条項です。

附則、第7条第1項「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に変更する。

以降、「同項第1号」から「同項第2号のイ」までにつきましては、関係する条項の文言の整理でございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日等です。この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

第2項は、経過措置です。令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第7条第1項の規定の適用については、同項第2号のイ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とするものでございます。

なお、参考資料の17ページ、資料10に羅臼町介護保険条例の一部改正新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第14 議案第37号 羅臼町営体育館施設等設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第37号羅臼町営体育館施設等設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 議案の21ページをお願いいたします。

議案第37号羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお願いいたします。

羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例。

羅臼町営体育施設等設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表につきましては、条例第8条関係の資料4についてでありまして、次のように改めるものでございます。

なお、この説明につきましては、お手元に配付の参考資料19ページ、資料11で御説明いたしたく、特段の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは資料11、羅臼町営体育施設等設置条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正理由につきましては、羅臼町民体育館の耐震改修及び内部改修により、施設内容が

変更となり、条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、別表第1に記載している施設の名称及び使用料の額の改正であります。

右側の表になります。

改正前の区分に「体育室」とありますが、これを「アリーナ」に名称変更いたします。使用時間、金額に変更はございません。次に、左側の改正後の表に「トレーニングルーム」がございます。トレーニングルームにつきましては、今まで明記されておりましたので、今回追加いたしました。アリーナの入場料の額を徴収しない場合の額を、営利を目的としない場合の額として準用しております。また、営利を目的とする場合については、現在、公民館条例は廃止されておりますが、公民館があったときの料金徴収の考え方を参考にいたしました。料金等を徴収する場合の使用料は、5倍以内の料金設定とすとなっておりましたので、このたびもその考え方に倣い、5倍の額として設定しております。

次に、右側の改正前の表「柔道室」であります。このたび柔道室がなくなりましたので、多目的ルーム(空手・ダンス)に変更してございます。料金設定については、トレーニングルームの同様の考え方であります。

次に、改正前の表「研修室」についてもなくなりましたので、会議室の意味合い捉え、プレイルーム1から会議室3まで、部屋ごとに表に追加してございます。また、使用料につきましては、従前の額を営利を目的としない額とし、営利を目的とした場合の使用料につきましては、5倍の額としております。

次に、調理実習室を追加しております。これについては、公民館時代の使用料の額をそのまま用いておりますが、ここでも営利を目的とした場合には、5倍の額として設定してございます。

次に、附記書きであります。1については、使用時間区分が2区分にまたがる場合を追加しています。時間割で加算する考え方については、公民館使用料の考え方を準用しております。2番目の暖房を使用する期間について、括弧書きで10月1日から翌年4月末までを明記しました。また、施設の名称については、下記のとおり変更してございます。

最後に附則であります。この条例はオープン日になります6月27日から施行するとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第15 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
ついて

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の24ページをお願いします。

議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、峯浜町辺地に係る総合整備計画の内容を別紙のとおり変更するものがあります。

総合整備計画書の内容につきまして御説明申し上げますので、議案の25ページをお願いいたします。

このたびの変更につきましては、峯浜町辺地の公共的施設の整備計画のうち、草地整備事業における事業費の変更でありまして、去る4月28日付で北海道知事との協議が整いましたので、議会の議決を求めるものであります。

1は、辺地の概況で、辺地を構成する町村又は字の名称。地域の中心の位置、辺地度の点数につきましては、いずれも計画、掲載内容に変更はございません。

2は、公共的施設の整備を必要とする事情で、1件目の道路、2件目の農業の経営の近代化のための施設、3件目の観光又はレクリエーションに関する施設、4件目の消防施設につきましても、いずれも公共計画、掲載内容に変更はありません。

3は、公共的施設の整備計画で、令和元年度から令和5年度までの5年間のうちに整備するものでありまして、今回変更になりますのは施設名の上から2行目、農業の経営の近代化のための施設、草地整備事業の事業費で、事業費の増加に伴いまして、上段括弧書きの数値となるものであります。事業費5,333万3,000円、特定財源5,009万3,000円、一般財源324万円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額310万円に、それぞれ変更となるものであります。

その他の施設名につきましては変更はありませんが、合計の事業費も6億8,030万円、特定財源5,439万3,000円、一般財源6億2,590万7,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額6億2,070万円に、それぞれ変更となるものであります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎日程第16 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長(佐藤 晶君) 日程第16 議案第39号工事請負契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(本見泰敬君) 議案の26ページをお願いいたします。

議案第39号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、防災行政無線デジタル化整備工事(その1)。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約金額、2億4,530万円。

4、契約の相手方、標津郡中標津町共立1番地11。高部電気株式会社、代表取締役高部真一でございます。

参考といたしまして、予定工期は、契約締結の翌日から令和5年1月31日までを予定しております。

なお、別冊参考資料の25ページ、資料13に防災行政無線デジタル化整備工事の概要を載せてございますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎日程第17 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長(佐藤 晶君) 日程第17 議案第40号工事請負契約の締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の27ページをお願いいたします。

議案第40号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、防災行政無線デジタル化整備工事(その2)。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約金額、2億6,400万円。

4、契約の相手方、サンエス・中村特定建設工事共同企業体。代表者、釧路市星が浦大通1丁目7番1号、サンエス電気通信株式会社、代表取締役宮田昌利でございます。

参考といたしまして、予定工期は、契約締結の翌日から令和5年1月31日までを予定しております。

なお、議案第39号と同様に別冊参考資料の25ページ、資料13に工事概要を載せてございますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月23日は、午前10時開議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時24分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員